

第11回 名寄市農業委員会総会（令和5年11月）会議録

日 時 令和5年11月28日（火）

午後1時25分 開始

午後2時29分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	7件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	7件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	15件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	4件	承認
第6	議案第5号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	議案第6号	農用地の買入れ協議に係る要請について	4件	承認
第8	議案第7号	令和6年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について	1件	承認

第11回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	18番 中村敏夫
2番 新田司	11番 上手浩幸	19番 村中洋一
3番 藤野修一	12番 林秀典	20番 小田桐正彦
4番 清水康史	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	23番 南原政幸
6番 水間健詞	15番 山上瞳	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清		

欠席 25番 越 孝 則

第11回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年11月28日(火) 午後1時25分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和5年第11回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和5年第11回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は25番 越委員から欠席報告を受けており、委員定数26名中、委員25名の出席で
す。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、
総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、12
番 林委員、14番 武田委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、林委員、武田委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号23番から番号28番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号23番から番号28番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号23番から28番について説明します。8月1日、2日に私と菅野
委員、越委員、また事務局で農地パトロールにて現地を確認しました。まず23番の所在
について地図の6ページをご覧ください。左側の黄色マーカーで南一号とある下の道路の
楕円形になっているところです。次に24番ですが、そこから下に1cm行った二股の道路
のところになります。25番ですが、国道とバイパスの交わる下右側に道路がありますが、
その交差点の左側に2か所、川を渡った先に2か所の計4か所が所在地になります。26
番は黄色マーカーで基線とある道路の真下になります。27番は、26番の道路を左に進
んで右カーブのところ。28番は、26番の基線の左下の川の両側になります。6件
とも農地として利用されていないことを確認しました。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。

番号23番から番号28番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番から番号28番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号29番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号29番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号29番について説明します。11月8日に私と武田委員、住田委員、事務局で確認してきました。所在については地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカーで豊里とあり、右に行くと国道の太い線があります。辿っていくと、ひらがなで「ひがしふうれん」とあり、「が」の辺りが所在地になります。〇〇さんが所有されていますが、農地として管理していないことを現地にて確認してきました。ご審議の程よろしくお願います。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
番号29番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。
番号8番から番号14番までを一括して審査します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号8番から番号14番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番から番号14番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。
初めに**売買**の審査を行います。**番号22番**は私からの意見がございます。議長交代のため
暫時休憩します。(13:45)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:46)
番号22号について、事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号22番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号22番について説明します。このあっせんは今年7日に、風連庁舎
にて私と菅原委員、又村委員、事務局の立会の下で行われました。所在については地図の
8ページをご覧ください。真ん中下に黄色で道道瑞生下土別線とありますが、道道の下、
二十九線のマーカーの下を西四号から西五号に100mほど行ったところが所在地になり
ます。〇〇さんが高齢のため離農したいということで、隣接地を所有している〇〇〇〇さん
が購入を希望し、反当り21万円で利用調整をしました。ご審議の程よろしくお願ひし
ます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号22番について原案のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩します。(13:48)

議 長： それでは議事を再開いたします。
続きまして、**番号23番から番号27番**について一括して審査を行います。事務局の
説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号23番から番号27番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号23番から番号27番について説明します。11月6日午前9時30分より、私と藤野委員、又村委員、事務局であっせん委員会を開催しました。初めに23番の所在については地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで二十線と東3号の交わる角を100mほど南に下がった東側と、東4号を少し下がった両側が所在地となります。買い手は隣接地で耕作している〇〇〇〇さんになります。土地の形状が三角の部分があるため、価格に差がついています。田で反当り20万円、19万円、15万円となり、畑3万円で両者合意の上での売買となっています。次に24番の所在ですが、黄色のマーカーで二十二線とあり、「線」の上が所在地になります。隣接地の〇〇さんが買い手となり、反当り22万円で売買が成立しています。25番は、二十二線の「線」のところと「二」の下のところ、二十二線の東3号と東4号の中ほどが所在地になります。隣接地の〇〇さんが買い手となり、反当り22万円で売買が成立しています。続きまして26番の所在ですが、黄色のマーカーで二十三線とあり、東4号の西角付近が所在地になります。隣接地の〇〇〇〇さんが買い手となり、反当り田で10万円、畑は肥培管理がされていない状態でしたので1万円で売買が成立しています。27番の所在については、黄色のマーカーで二十四線の東2号と東3号の中間の北側が所在地になります。反当り16万円で、隣接地の〇〇〇さんと両者合意の上での売買となっています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号23番から番号27番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番から番号27番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号28番から番号30番について一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号28番から番号30番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。番号28番から番号30番について説明します。11月8日午前9時半より私と安達委員、林委員、事務局であっせん委員会を開催しました。初めに28番の所在については地図の8ページをご覧ください。二十六線東7号に、中央というマーカーがあり、その道路を挟んで東側が所在地になります。基盤整備も終わっており、地区内で良好な土地とされているため、反当り24万円と設定しましたが、温床で使用している土地については畦畔もないことなどを踏まえ、全体で反当り田22万円、畑1万円となりました。次に29番ですが、二十五線の東5号になります。新生町と地図にあります。この道路を挟んで北側です。〇〇さんの規模縮小による売買で、隣接の〇〇さんが買い手となりました。粘土質が少し低いため、反当り20万円となっています。次に30番ですが、所在は二十五線と二十六線東八号の西側になります。この土地の周辺を耕作している〇〇さんと両者合意の上、反当り21万円で売買となりました。審議の程よろしくお願ひします

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号28番から番号30番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番から番号30番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号31番**の審査は、武田委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(13:57)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:58)
番号31番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号31番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。番号31番について説明します。先程と同様に11月8日午前に私と安達委員、林委員、事務局であっせん委員会を開催しました。31番の所在については地図の8ページをご覧ください。二十五線東8号の北東の角で、二十五線のマーカーの道路を挟んで東となります。この土地の周辺を耕作している〇〇さんと両者合意の上、反当り21万円での売買となりました。審議の程よろしく申し上げます

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号31番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番は原案の通り決定いたしました。
武田委員の席移動のため、暫時休憩とします。(14:01)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:02)
番号32番、番号33番を一括して審査します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号32番、番号33番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号32番と番号33番について説明します。11月1日に私と飯村委員、林委員、事務局であっせん委員会を開催しました。まず32番の所在については地図の9ページをご覧ください。黄色のマーカーで道道下川風連線と御料二線の交わった上のほうに北一番通とあります。その「北」の下側が所在地になります。33番の所在ですが、御料六線の上のほうにピンクのマーカーで日進とあります。その「進」の下側に所在地があります。32番は〇〇さんの申し出による利用調整となり、近隣で耕作している〇〇さんが受け手となりました。反当り16万円で両者が合意しています。33番は〇〇さんからの利用調整となり、以前耕作を行っていた〇〇さんが受け手となり、価格は反当り12万円となっています。審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号32番、番号33番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号32番と番号33番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号34番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号34番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号34番について説明します。11月1日午後より、私と横田委員、林委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については地図の9ページをご覧ください。日進地区の南三番通の御料九線と十線の間、黄色のマーカーで南二番通とある少し下が所在地です。〇〇〇〇さんより、7月21日付で離農のためあっせんの申し出がありました。ソバを作付していたため収穫後のあっせんとなりました。隣接した農地を持ち、地域の農業後継者である〇〇〇〇さんが買い手となっています。価格については長年水稻耕作がなく、畔の修繕が必要な部分があるため、田については反当り13万円、畑については土地の大きさを考慮して、反当り4万円での売買となっています。審議の程よろしくお願いします

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**貸借**の審査を行います。
番号19番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号19番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号19番について説明します。所在については地図の6ページをご覧ください。黄色のマーカーで道道美深名寄線とあり、その上の智恵文沼と記載があるところの右横が所在地になります。〇〇さんが一部アスパラの作付けを行わないことになったため、〇〇さんが借り受けることになりました。審議の程よろしくお願いします

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号19番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号19番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査を行います。
番号3番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号3番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

高橋委員： はい。

議 長： 高橋委員。

高橋委員： 5番 高橋です。番号3番について説明します。所在については地図の7ページをご覧ください。左上に国道40号とあり、その右にバイパスに合流する道路がありますが、その右手側が所在地になります。親子間の使用貸借です。審議の程よろしくお願いします

議 長： ただいま、高橋委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号20番について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号20番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 3番 藤野です。番号20番について説明します。所在については地図の8ページをご覧ください。中ほどに黄色のマーカーで二十二線とあり、そこから西へ1線程行った交差点付近が所在地になります。以前〇〇さんとのあっせんで残った自宅回りの農地の処分に伴う申請になります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号20番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号20番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号21番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号21番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。番号21番について説明します。所在については地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカーで中央とあり、その道路を挟んで北側が所在地になります。申請のあった土地の周辺を〇〇〇〇〇〇さんが耕作しており、問題ない案件と思いますが、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2 1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2 1番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号2 2番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号2 2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号2 2番について説明します。所在については地図の9ページをご覧ください。東風連地区から望湖台に進む太い線を辿って、2つめの忠烈布と記載のあるところが所在地になります。〇〇さんの離農による農地の処分で、隣接地に農地を持つ〇〇さんへの売買となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2 2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2 2番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号2 3番**について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号2 3番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号2 3番について説明します。先程の議案3号での(売買)番号3 4番と同じ所在地になります。住宅の隣にある畑のため、あっせんと同じ〇〇〇〇さんへの贈与となっています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号23番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第6、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。
番号4番を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号4番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号4番について説明します。所在は地図の9ページをご覧ください。道道下川風連線と御料四線の交わった斜め右側約1cmのところの所在地があります。乾乳牛舎横に建築予定となっています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第7、議案第6号「農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。番号1番から番号4番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第6号 番号1号から番号4番を読み上げ説明する。)

議 長： 議案第6号「農用地の買入れ協議に係る要請について」の説明がありました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番から番号4番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番から番号4番までは原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第8、議案第7号「令和6年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長： (議案第7号「令和6年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」を読み上げ説明する。)

議 長： 議案第7号「令和6年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」の説明がありました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、議案第7号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案の通り決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第11回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時29分 閉会)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____